

業 務 委 託 契 約 書

1 委託業務の名称 沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査

2 履 行 期 間 令和8年 月 日 から 令和9年2月26日 まで

3 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契 約 保 証 金 (保証金の有無に応じて、記載内容調整)

沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に定める各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。)と、受託者_____ (以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事名

乙

(総則)

第1条 乙は、契約書に定めるもののほか、別添「沖縄県障害者の生涯学習に関する実態調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の履行期間内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。

(業務計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を、契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務実施体制、業務責任者
- (4) 業務スケジュール

2 乙は、甲の承認を得た業務計画書に基づいて当該委託業務を実施しなければならない。当該業務計画書が変更された場合も同様とする。

(業務計画書の変更)

第3条 甲又は乙の都合により業務計画書の内容を変更するときは、甲乙が事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整ったときは、乙は速やかに業務計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

(業務の実施場所)

第5条 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。

(器材等費用)

第6条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、以下の各号に定める業務以外の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。ただし、第1号から第3号に定める業務を委任し、又は請負わせるときはその限りでない。

- (1) 資料等の複写、印刷、製本
- (2) 物品の輸送、発送
- (3) データの入力

- 2 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委託し、又は請け負わせた第三者が発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙並びに乙の再委託先は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前2項にかかわらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

（個人情報の取り扱い）

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第11条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施しなければならない。

(履行期限の延長)

第12条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(検査及び引渡し)

第14条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に基づく報告書及びその他の成果品に委託業務完了届を添付して甲に提出し、検査を受けなければならない。

2 成果品の納入場所は、沖縄県那覇市旭町116-37沖縄県南部合同庁舎4階 沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センターとする。

3 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が、履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

- (3) 成果物の性質又は、当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

(委託料の支払)

第16条 乙は、第14条第1項の検査完了をもって、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適正な請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払うものとする。

(所有権の移転および危険負担)

第17条 成果品の所有権は、第14条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の毀損または滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意または過失により生じた場合は、この限りではない。

(著作権等)

第18条 委託業務において作成した全ての成果品の全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む。以下、同じ。）は、第14条の検査完了をもって乙から甲に移転し、甲に帰属するものとする。ただし、甲は、乙が自己の営業のために本件成果品を利用し、また本件成果品を改変し利用する場合、甲になんら影響がなく、かつ甲に特段の理由がない限り、これを承認するものとする。

- 2 乙は、本件成果品に関する著作権人格権を行使しない。納入される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、乙は著作権人格権を当該著作権者が行使しないことを保障する。
- 3 乙は、納入される成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する場合は、事前に書面により、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 乙は、納入される成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、甲に対して、当該著作物の使用に必要な費用負担の一切を求めないこと。また使用承諾契約に係る一切の手続きを乙が行うこと。
- 5 乙は、業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
 - (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

- 第20条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の損害賠償額は委託金額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

(履行不能の場合の処理)

- 第21条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

- 第22条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

- 第23条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、契約を解除するものとする。
- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

- 第24条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第25条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿等を、委託業務完了日の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存しておかなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「法」という。）第2条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17 年法律第86 号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）

(8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
 - 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。